

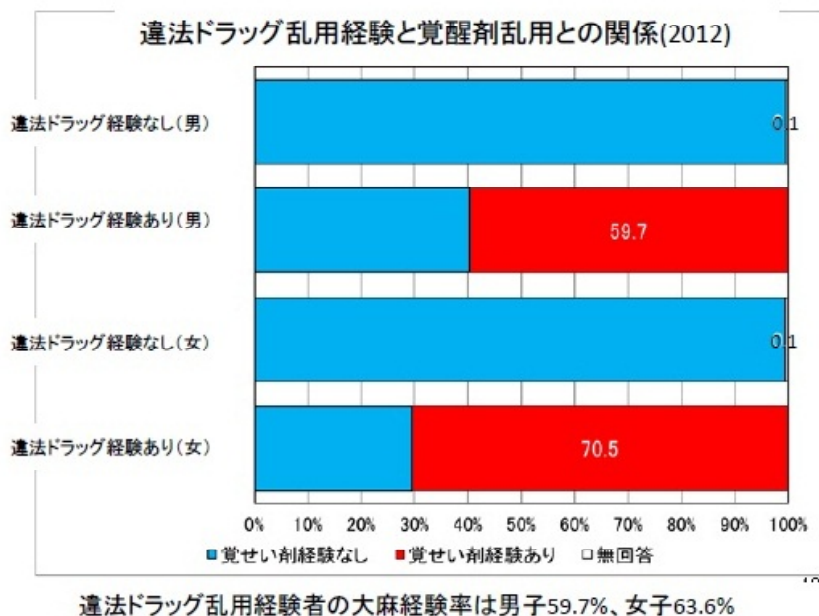
喫煙と薬物乱用 考えてみました

今回は、喫煙について、薬物乱用との関連をテーマに考えてみたいと思います。

右の図を見てください。これは、中学生対象全国調査（2012年国立精神・神経医療研究センター）をもとに作成された図です。（数字は実際の経験者の割合）

違法ドラッグやシンナー、大麻、覚せい剤の乱用は、ほとんどのケースでその入り口は喫煙であることが示されています。（喫煙経験のない中学生の乱用経験者は、0.1～0.3%）

さらに驚くべきことは、違法ドラッグの経験者の大麻・覚せい剤経験率の高さです。下の図は「違法ドラッグ乱用経験と覚せい剤乱用との関係」を示しています。現在では、覚せい剤の第3次乱用期と言われています。特に中高生のファッション感覚での乱用が急増しています。



学校でも、喫煙した生徒を指導するケースがよくあります。家庭でも、子どもの喫煙に気付いて指導するケースがあるのではと思います。

うちの生徒、うちの子に限って「まさかそこまではしないだろう」と思いたくなりますが、現在、喫煙が薬物乱用の入り口になっているのは間違いない状況のようです。

今、危機感を持った大人の態度が問われる時代なのだと感じています。

最大の努力が最高の感動をよぶ

努力を支える環境づくり

- 時間** 遅刻をなくそう 朝読書をする
- 服装** 正しい服装で登校しよう 名札は付いていますか？
- 美化** みんなでそうじ きれいな学校へ

薬物乱用は

「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」が
制定されました（平成24年12月1日全面施行）

「ダメ。ゼッタイ。」

知事指定薬物・薬事法指定薬物の
使用・使用目的所持などを
条例で禁止します。

知事指定薬物とは？

- 中枢神経系の興奮・抑制又は幻覚の作用が認められ
- 身体に使用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあり
- 大阪府の区域内で既に濫用されている又は濫用のおそれがある物
以上の要件をすべて満たす物を知事が指定します。

条例に定める禁止行為

違反した場合、懲役・罰金・警告の対象になります！

- 製造・栽培・販売・授与
- 販売・授与目的の所持
- 使用
- 使用する目的の所持
- 使用場所の提供・あっせん
- 販売・授与目的の広告

薬事法指定薬物とは？

- 中枢神経系の興奮・抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く
- 身体に使用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物
以上の要件を満たす物を厚生労働大臣が指定します。

条例に定める禁止行為

違反した場合、警告の対象になります！

- 販売・授与目的の所持
（薬事法第76条の4に定める行為を除く。）
- 使用
- 使用する目的の所持
- 使用場所の提供・あっせん

詳しくは、大阪府・大阪府警のホームページをご覧ください。

大阪府職員と警察職員が、条例に基づく立入調査を行い、拒否等すれば罰金が科されます。

大阪府 薬物の条例 後編

<http://www.pref.osaka.lg.jp/external/region/060201/>